

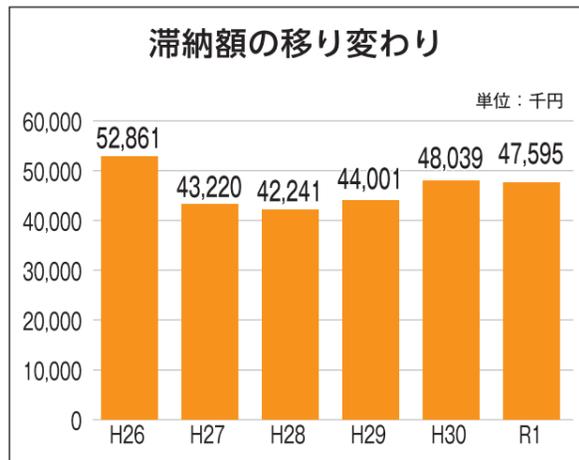
町税の納期内納付にご協力ください

町税収納の現状

公共サービスにかかる費用は、納税義務者である町民の皆様から「税金」という形で負担していただいております。特に町税（町県民税、固定資産税、軽自動車税等）は皆様の生活に直結した様々な事業を行うためにとても重要な財源です。

令和元年度の決算において、町税は約99%、国民健康保険税は約97%が課税された年度内に完納されています。引き続き、納期内納付にご協力をお願いします。

町では今後も、納税者と滞納者の不公平を解消し、町民の皆様が公平・平等に公共サービスを受けることができるように、滞納処分を強化し、税負担の公平性を確保していきます。



納税の猶予等について

新型コロナウイルス感染症やその拡大防止策により収入が減った、また、令和2年7月豪雨災害で住居等に被害を受けた等により、**納税が困難となった方については、納期限の延長や税額の減免等、救済措置制度があります。**申請や相談を随時受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。

町税をスマホ決済で納付できるようになりました

令和2年6月1日から、お手持ちのスマートフォンで町税が納付できるようになりました。これにより、外出せずに在宅のまま24時間町税が納付できます。現在、支払秘書、PayB、PayPay請求書払い、LINEPay請求書払いに対応しています。納付方法等の詳細は、各事業者HPをご覧ください。

滞納する前に相談を

納税相談員



横尾祐一 相談員 佐藤 明 相談員

失業や病気、事業不振など予期しない出来事等、様々な理由で一時的に納期限までに納めることが困難な場合は、そのまま放置せずまず一度下記までご相談ください。なお、相談は電話でも受け付けます。納税相談では世帯の収入や支出の状況などを勘案して、適切に対応していきますので、お気軽にご相談ください。

滞納処分について

町では、督促状や催告書、電話催告および自宅訪問等により自主納付を促しています。それでも納税に誠意が見られず、未納が続く滞納者に対しては、納期内に納税している皆様との公平性を確保するため、財産の調査や差押、自宅の搜索等の処分を行います。この処分は滞納者の意思に関わりなく実施されます。

納税は便利で確実な口座振替を利用しましょう！

口座振替による納付を推奨しています。口座振替は納付に行く手間が省け、納め忘れがなくなります。口座振替を申し込みされる場合は、お近くの金融機関（山形銀行・北郡信用組合・みちのく村山農協・新庄信用金庫・ゆうちょ銀行）または役場町民税務課4・5番窓口、通帳と印鑑を持参してください。

期限内納付が困難な場合など、お気軽にご相談ください。

■町民税務課 税務グループ(4・5番窓口) ☎35-2111【内線125・126】

山形県知事選挙 告示：1月7日(木) 投票：1月24日(日)

当日投票は午前7時から午後7時まで！

投票できる方は

今回の選挙で投票できる方は、平成15年1月25日までに生まれ、令和2年10月6日までに大石田町に転入届けをし、引き続き3ヶ月以上町内に住所を有している方です。なお、10月7日以降に転入届けを提出した方は、大石田町の選挙人名簿には登録されませんので、大石田町での投票はできません。ただし、引き続き3ヶ月以上県内に住所を有している場合、前住所地の市町村で投票ができますが、**県内いずれかの市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要**です。また、大石田町の選挙人名簿に登録されている方で、県内の他市町村に転出した方は、大石田町で投票ができます。その場合は、**県内いずれかの市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要**です。また、大石田町の選挙人名簿に登録されている方で、県内の他市町村に転出した方は、大石田町で投票ができます。その場合は、**県内いずれかの市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要**です。また、大石田町の選挙人名簿に登録されている方で、県内の他市町村に転出した方は、大石田町で投票ができます。その場合は、**県内いずれかの市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要**です。

投票日には都合の悪い方は期日前投票を！

投票日には都合の悪い方は、期日前投票を！投票手続きは簡単です。選挙は、投票日に投票することを原則としていますが、仕事や冠婚葬祭、レジャーなどのため投票日に都合の悪い方は、期日前投票をすることが可能です。投票所の混雑を避けるためにも、ぜひご利用ください。

期日前投票

1月8日(金)～23日(土) 午前8時30分～午後8時 場所/役場1階 町民ホール ※車椅子、車椅子用の投票記載台を用意します。

開票は即日行います

選挙の開票は投票日(1月24日)午後8時から、役場3階大会議室で行います。参観希望の方は、午後7時30分から受付を行いますので、係員に申し出てください。なお、開票所の関係で参観人の数を15名に制限しますので、ご協力をお願いします。

期日前投票の際は、**入場券裏面の期日前投票宣誓書にご記入のうえ、お持ちください。** ※期日前投票所には車椅子と車椅子用の投票記載台を準備しています。

【お知らせ】

○ 投票日の当日、仕事等のため投票できない人は期日前投票をすることができます。この入場券を持参のうえ下記の場所へお出かけください。

月 日()～ 月 日(土) 午前8時30分から午後8時まで
大石田町役場1階 町民ホール

【期日前投票をされる人は、こちらを記入してお持ちください。】

期日前投票宣誓書

私は、選挙当日、下記の事由に該当する見込みであり、真実に相違ないことを誓いますので投票用紙を請求します。次の1から6のいずれかに○を付けてください。

- 1 仕事(家事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭等を含む)に従事
- 2 上記以外の用事又は事故のため、投票区の区域外に外出、旅行又は滞在
- 3 疾病、負傷、妊娠、身体障害等のため歩行困難又は刑事施設等に収容
- 4 交通至難の島その他の地()に滞在・居住
- 5 住所移転のため、本町以外に居住
- 6 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

令和 3 年 月 日 (投票する日)

氏名 _____ 生年月日 _____ 明・大・昭・平 _____ 年 月 日

現住所 _____

選挙人名簿に記載されている住所 ※現住所と異なる場合のみ記入してください



選挙に関するお問い合わせ
◆町選挙管理委員会 (役場2階 総務課内) ☎35-2111【内線212・213】

新型コロナウイルス対策について

新型コロナウイルス感染症を防ぐため、投票所では定期的な換気や記載台等の消毒を行いますので、安心して投票にお越しください。また、投票所にお越しの際は、マスクの着用、咳エチケットにご協力ください。